

ながさきコロナ対策飲食店認証制度補助金実施要領

【1.趣旨】

本事業では、県内の飲食店事業者が新型コロナウイルス感染症に対応し、県民及び来県者が安心して利用できる環境を整備するため、ながさきコロナ対策飲食店認証実行委員会（以下「委員会」という。）が実施するながさきコロナ対策飲食店認証制度（以下「認証制度」という。）の認証取得のために取り組む設備投資等を支援することとし、予算の定めるところにより、ながさきコロナ対策飲食店認証制度補助金を交付するものである。

【2.補助対象者】

以下のすべての項目に該当する者

飲食店（ ）を営んでいる中小企業者等（ ）のうち飲食スペースを有していること

県内で店舗等を有していること

認証制度の認証取得に向けた適正な感染防止対策を講じるために行う設備投資等に取り組む事業者であって、かつその後に認証を取得したこと

宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと

次のいずれにも該当しない者（みなし大企業でない者）

- a. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- b. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- c. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

飲食店： 次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア .食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により営業（飲食店営業又は喫茶店営業に限る。）を行うことができるとされていること。

イ .食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可（飲食店営業に係るものに限る。）を受けていること。

中小企業者等： 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体及びそれに準ずるものとして知事が特に支援が必要と認める団体をいう。

【3.補助率等】

- ・補助率：10分の10以内
- ・補助上限額：事業に要した経費で、10万円を上限とする（税は含まない）
千円未満切り捨て
- ・申請回数：1店舗につき1回限り

【4.対象経費】

次の 及び を満たし、感染症拡大防止対策の取組に要する経費

認証制度の認証取得に向けた適正な感染防止対策を講じるために補助対象者が行う設備投資等に要する備品・機械装置等購入費
 認証制度開始日以降に事業に着手し、事業が完了した後の施設確認等において認証基準を満たし、認証を取得したこと

（補助対象経費）

補助対象事業の内容	補助対象経費		補助率	補助金額の範囲
	経費区分	内容		
認証制度の認証取得に向け、より適正な感染防止対策を講じるために行なう設備投資等	備品・機械装置等購入費	（飛沫感染防止） パーティション・アクリル板・透明ビニールカーテン （接触防止） 消毒液ボトル設置台（足踏み式） 非接触型体温計 サーモカメラ 非接触型消毒液ディスペンサー 非接触型ソープディスペンサー コイントレー 蓋付き便器（工事費を除く） （換気機能向上） 二酸化炭素濃度測定器 サーキュレーター 網戸（玄関用、工事費を除く） 全て消費税は対象外	10/10 以内	限度額 1店舗当たり 10万円 本事業を通じた補助金の総額

【5.対象外経費】

公租公課（消費税含む）官公署に支払う手数料等、振込手数料、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

事業が完了した後の施設確認等において、認証取得のために必要な設備投資等と認められない経費

認証制度開始日以前（令和3年6月14日以前）に着手（契約・発注）した取組にかかる経費

同一内容で、国、県、市町、その他団体（以下、「国等」という。）が助成（国等から受けた補助金等により、国等以外の機関が実施する助成を含む。）する他の制度（補助金、委託費）と重複する場合。

【6.申請受付期間】

令和3年6月15日（火）から令和4年1月31日（月）まで（当日消印有効）
予算額の上限に達した場合には受付期間中であっても受付を終了することがあります。

【7.申請方法】

ア.提出先

以下の いずれかの方法で申請すること。

次の宛先へ「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法で郵送すること。

〒850-8612

長崎中央郵便局 私書箱12号

ながさきコロナ対策飲食店認証制度 補助金申請窓口 宛

電子申請は現在準備中です。

イ.提出書類

法人の場合は ～ まで（ 個人事業主の場合は ～ まで）の書類を、令和4年1月31日（月）（当日消印有効）までに、郵送又は電子申請をすること。

表紙兼チェックリスト（様式外）

交付申請及び実績報告書（様式第1・2号）

取組に要した経費の領収書・レシートの写し

支払日、品名、金額（税抜）商品等の内訳が分かるもの

誓約書（様式第3号）
認証決定通知の写しと施設確認の際の指摘事項が分かる資料
振込先口座の通帳の写し
通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページの両方
個人事業主の場合、本人確認書類の写し
運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の写し

【8.補助事業の流れ】

事前に認証申請により認証を取得する。（事業者）

所定の様式に必要な事項を記入のうえ必要書類を添付して提出（事業者）

交付決定及び補助金額の確定通知を送付（県）
不交付の場合は不交付決定通知を送付します。

補助金の交付（県）
申請額が税込みとなっている場合や対象外経費が含まれる等の理由により、
申請額と交付決定額が異なる場合があります。

【9.その他】

- ・補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。
- ・補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- ・補助金の支払いは、取組（事業）終了後に行います。
- ・取組（事業）終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消すと同時に、期限を定めて返金を指示します。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金を返金するとともに、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年2.5%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- ・本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組（事業）に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- ・本申請に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。

【10.問合せ先】

県庁内電話相談窓口

TEL 095-894-3186

受付時間 9:00~17:00(土日・祝日を除く)

令和3年6月15日(火)から6月30日(水)まで

ながさきコロナ対策飲食店認証制度申請事務局(コールセンター)

TEL 0570-550-388

受付時間 9:00~18:00(土日・祝日を除く)

令和3年6月24日(木)から